



## 田尻地区 地域計画だより

令和6年9月 第2号  
浪江町役場・農業委員会  
田尻行政区

浪江町での農家の生活は、それぞれ後継者がおり、緩やかな世代交代の中で家庭を維持し、地域を維持し、多様な伝統文化を育んできました。地域社会に大きな爪痕を残した東日本大震災後、地域の変わり果てた光景は受け入れがたい現実であります。

現在取り組んでいる保全管理事業で、田尻地区は以前のような姿を取り戻しつつあり、今後は保全管理から営農再開に移行し、地区内の優良農地の維持管理を継承していくには、意欲のある後継者(担い手農業者)にバトンを繋いでいく必要があります。そのためには、農地を貸したい意向の地権者様と、これから田尻地区の農業再生を目指していく担い手農業者との意思疎通を図っていくことが急務であります。ぜひ皆様の助言とご協力をお願いいたします。

検討しなければいけない課題は尽きませんが、この整った農村環境が次世代へ守り引継がれることを望みます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



田尻区長 吉田 浩治

### 1 営農再開に関する意向調査にご協力ありがとうございました。

田尻地区では、ほ場整備を旧田地区で計画しており、担い手の調整を含め、ほ場整備推進委員会で検討しています。

ほ場整備地区以外の農地についても、誰がどこで営農していくか地域計画として取りまとめていくため、農地所有者の皆様にご意向確認を行い、3月の集計では98人のうち、72人の方からご回答をいただきました。ありがとうございました。

意向調査の結果は、「全部の所有地でご自身が耕作する」と「一部の所有地で耕作する」を含め13人(17%)で、「自分では耕作しない」は56人(77%)でした。

この結果を受け、役員会等では担い手が決まらない農地について地域の担い手が更に拡大できないかを検討し、どうしても地域の担い手が決まらない農地については、外部法人の参入についても検討しました。

### ご自身で耕作するかのご意向

	回答者	割合
全部の所有地で耕作する	7人	9%
一部の所有地で耕作する	6人	8%
自分では耕作しない	56人	77%

### 農地を貸す際の農地所有者のご意向(複数回答)

	回答者	割合
畦畔を除去しても構わない	33人	45%
所有農地が地続きの場合のみ、その間の畦畔は除去しても構わない	24人	33%
ビニールハウスを設置しても構わない	34人	47%
暗きょ排水の工事をしてしても構わない	29人	40%
現状のまま貸したい	9人	1%

限られた担い手で営農していくには、効率的に作業できるよう、畦畔を撤去して大きな区画のほ場にすることや、排水不良の農地で暗きょ工事をするなどの対応が必要な場合があります。

担い手への農地の集積には、農地所有者のご理解とご協力が不可欠です。引き続きよろしく申し上げます。

## 2 新たに田尻地区に参入予定の法人

地域の担い手で決まらない農地については、外部法人5社に対し田尻地区で営農を希望するか打診し、2社から田尻地区での営農希望の申し出がありました。

### \*シャインコースト株式会社\*

・福島県酪農業協同組合、全国酪農業協同組合連合会、被災酪農家が中心となり、令和5年度に浪江町に事務所を設け設立された法人です。棚塩地区に整備中の大規模酪農施設の運営を行っていきます。

<所在地>浪江町

<作付品目>飼料用作物

<その他の地区参入状況>北棚塩地区・立野地区・小野田地区

### \*株式会社 なかた農園\*

代表取締役 中田幸治

<所在地>福島県郡山市

<作付品目>長ネギ

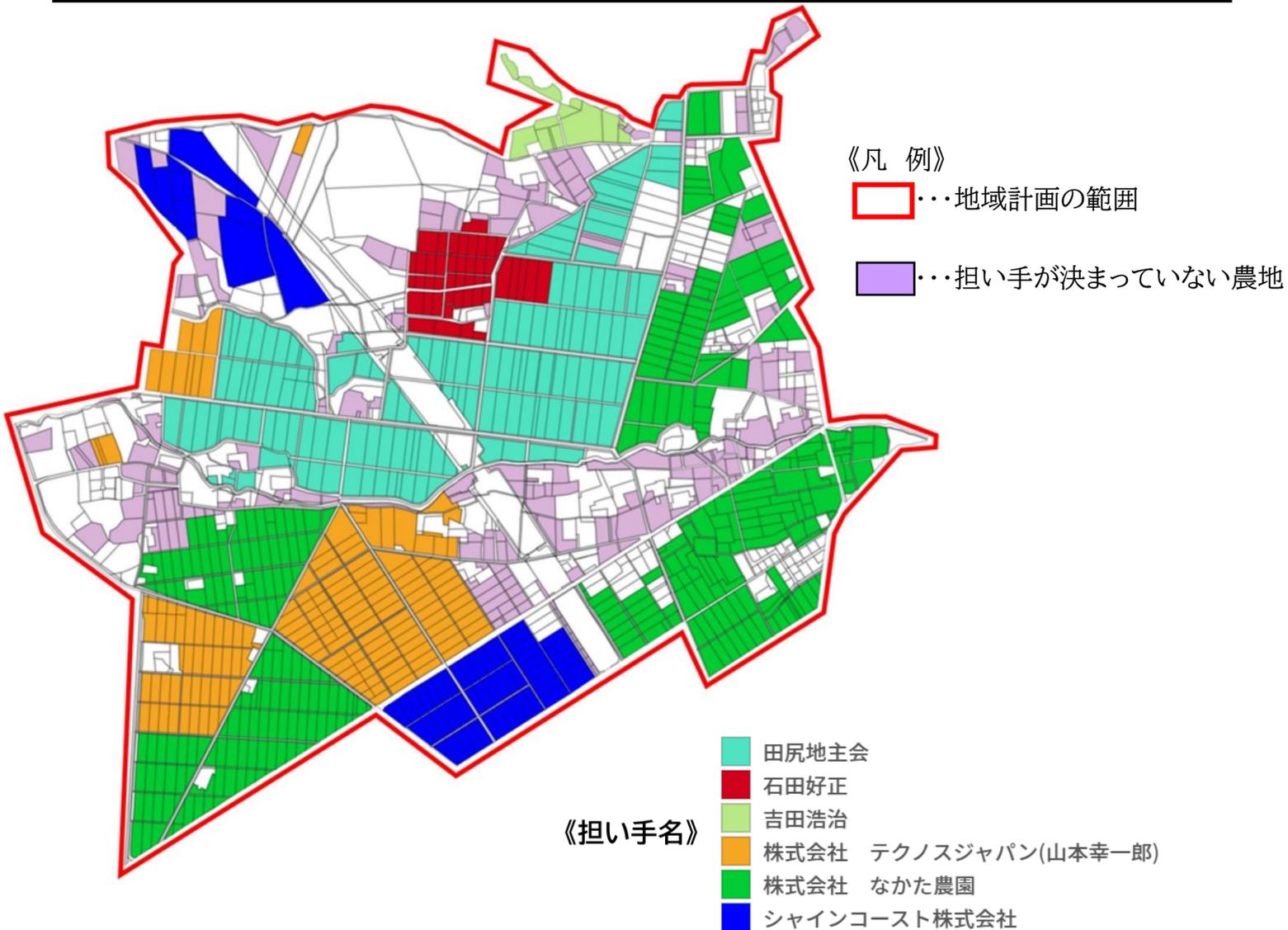
<その他の地区参入状況>小野田地区



### 3 現在の田尻地区の担い手(案)

〈R6.8月末時点〉

※今後変更の場合もあります。



#### \*地権者説明会開催のご案内\*

(日時) 令和6年9月28日(土) 午後1時～3時

(場所) 大堀防災コミュニティーセンター

〈 浪江町大字小野田字下原1番地 大堀総合グラウンド敷地内の西側 〉

これまで田尻行政区を中心とし、田尻地区営農者の方々と話し合いを重ねてきました。田尻地区で営農したいと手を挙げた担い手で、営農する場所の農地に色を付けて上記の(案)を描きました。ここまでの話し合いのご報告を地権者の皆様へいたします。ご多忙と存じますが、ご参加ください。よろしくお願いいたします。

## 4 今後の進め方

田尻地区に参入を希望している法人『シャインコースト株式会社』・『株式会社なかた農園』などについては、対象の農地所有者の方に官民合同チームが個別にご説明をします。

参入にあたっては、まとまった農地で効率的な営農が求められますので、参入についてご理解のほどよろしく願いいたします。

担い手が決まらない農地について、役員会で引き続き新たな担い手がいないか検討を進め、地域の担い手図をまとめていきます。それでも担い手の決まらなかった農地については、個人管理となります。

ほ場整備地区も含め、決まった担い手の案を地権者全体会で説明・確認後、令和6年度中に地域計画として確定していきます。

確定した地域計画をもとに、生産委託や農地の貸し借りを行っていきます。

農地の貸し借りの場合は福島県農業振興公社(愛称:農地バンク)が仲介します。契約の詳細は締結前にご案内いたします。

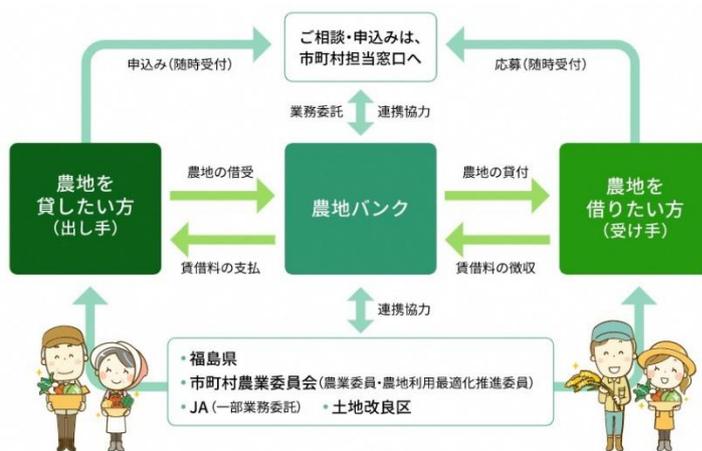
《農業委員会事務局より》

相続登記が済んでいない農地でも農地バンクと契約できる制度がありますが、手続きに時間がかかりますので、該当する農地がある場合は、お早めにご相談ください。

✿浪江町農業委員会事務局 ☎0240-23-5706✿

**\*農地バンクとは  
福島県農業振興公社の愛称です\***

農地を貸したい方から農地バンクが農地を借り入れ、農地を借りたい方へまとまりのある面積で長期間貸付けます。



✿浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

✿浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

✿福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

☎ 070-8688-9530

